

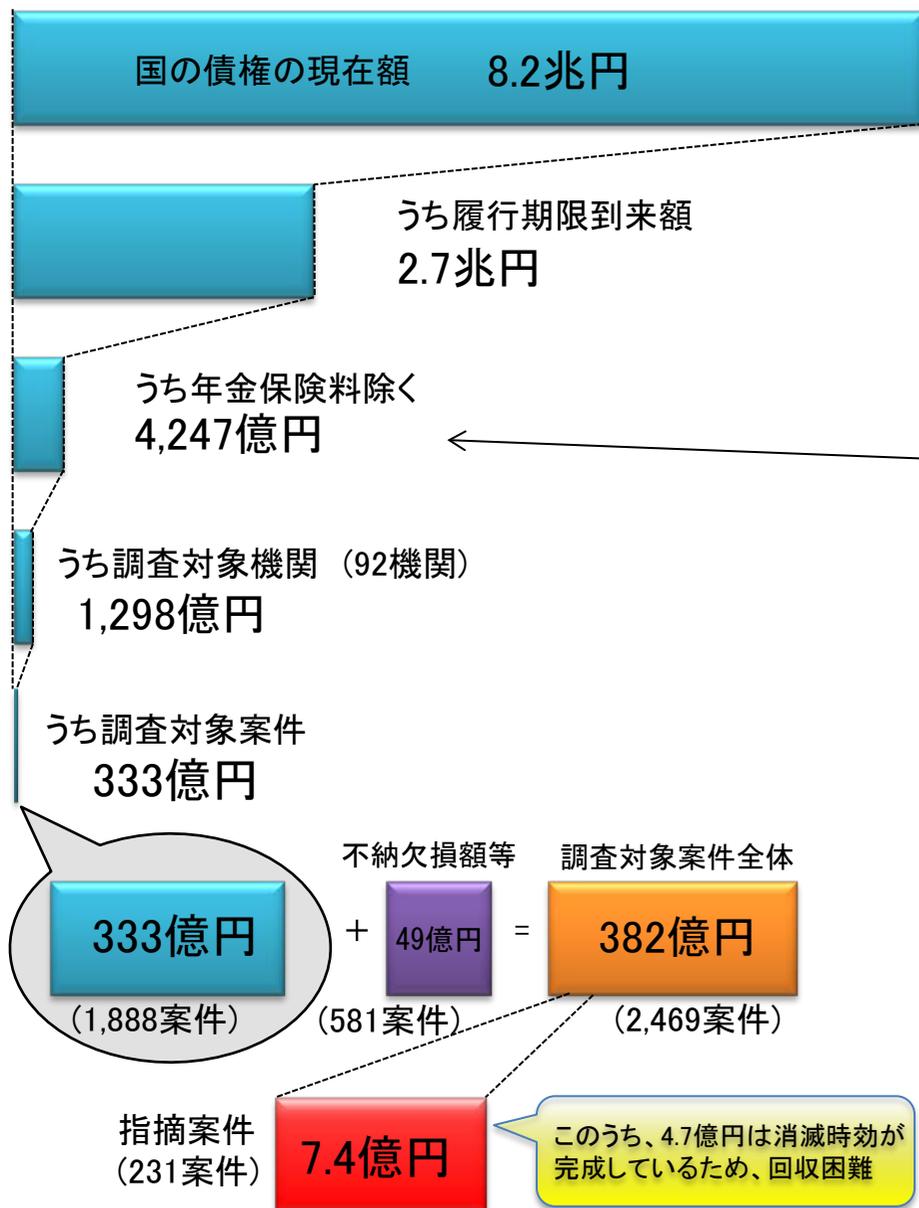
国の債権管理等に関する行政評価・監視  
＜結果に基づく勧告（概要）＞

参考資料

総務省行政評価局

# 調査対象とした債権の概要（その1）

## 1 調査対象案件の債権額（平成25年度末時点）



### 主な債権

最大のものは、独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権（2.6兆円）。  
ほかに、国民年金の保険料債権（1.7兆円）、道路事業資金収益回収特別貸付金債権（4,500億円）など

### 主な債権

- ① 保険料債権（2,692億円：63.4%）  
事業者等から徴収する労働保険料、健康保険料、児童手当拠出金など
- ② 損害賠償金債権（907億円：21.4%）  
自動車事故、通勤災害等の加害者への求償債権、契約の債務不履行を原因とした違約金など
- ③ 返納金債権（242億円：5.7%）  
恩給、雇用保険給付、労災保険給付等の過払いによる返納金、職員への給与過払いによる返納金など

# 調査対象とした債権の概要（その2）

## 2 調査対象案件2,469件の抽出方法

調査対象機関(92機関)ごとに、以下の債権を抽出

履行期限が到来している債権  
(平成25年度末)

- ① 債権額の大きいもの  
(上位10件)
- ② 債権の発生時期の古いもの  
(上位10件)

など 計1,888件

不納欠損処理等を行った債権  
(平成23～25年度)

- ① 不納欠損処理を行った債権  
(金額上位3件)
- ② 強制履行の請求又は滞納処分  
を行った債権 (金額上位3件)

など 計581件

## 3 各府省等別の調査対象案件及び指摘した案件の内訳

(単位:件、万円)

府省等名	調査対象案件		指摘した案件	
	件数	債権額	件数	債権額
内閣府	28	36,890	5	521
公正取引委員会	27	540,679	0	0
国家公安委員会 (警察庁)	6	224	3	30
総務省	190	36,482	26	2,710
法務省	67	140,693	1	7
外務省	68	170,565	40	3,606
財務省	196	220,729	1	3
文部科学省	9	22,956	1	7,969
厚生労働省	685	689,194	38	38,915
農林水産省	112	120,983	19	3,312
経済産業省	69	44,634	1	21
国土交通省	543	1,260,164	45	911
環境省	37	24,711	15	3,405
防衛省	116	170,171	25	751
日本年金機構	316	342,467	11	12,174
<b>合計</b>	<b>2,469</b>	<b>3,821,541</b>	<b>231</b>	<b>74,336</b>

(注) 1 「調査対象案件」の「件数」は、当省が今回の調査対象として抽出した個別債権の数である。

2 「指摘した案件」の「件数」は、当省が今回の調査対象として抽出した個別債権のうち、債権管理上何らかの問題があるとして指摘した債権の数である。ただし、同じ案件に対してそれぞれ異なる観点で指摘を行っている場合も1件として計上している。

3 「指摘した案件」がある府省であっても、既に対応が図られている場合には勧告の対象としていない(国家公安委員会(警察庁)及び経済産業省)。

4 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

# 1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(主な事例)

## 債権管理事務の流れ

### 債権発生

#### 債権管理簿への登載

- ・ 債権が発生したときは、法定帳簿への登載義務あり  
⇒ 債務者に請求するなどの適切な債権管理の前提

#### 国有地を不法占有しているが、債務者に損害賠償金の請求を未実施

環境省東北地方環境事務所では、国立公園内で宿泊業を営んでいた債務者について、休業後も建物を残置しているため、本来であれば使用料相当額(約1,210万円)の損害賠償金の請求を行うべきであるが、この請求を行っていない。

報告書P53

#### 督促

- ・ 履行期限を経過してもなお未納の場合、督促義務あり  
⇒ 強制履行の前提行為であり、債権者としての徴収意志を示す必要あり

#### 督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難

外務省大臣官房会計課では、公金領得したことによる元職員への損害賠償金債権(約726万円)について、一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成している。

報告書P56

# 1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施(主な事例(続き))

## 所在調査

- ・ 債務者の所在情報は、債権回収に当たっての基本的な情報  
⇒ 所在不明では、督促や時効中断措置を講じることが困難

### 債務者の所在が不明であるが、関係機関に速やかな照会を未実施

厚生労働省岡山労働局では、労働災害に係る第三者への損害賠償金債権(約465万円)について、債務者の所在が不明となった事実を把握しているにもかかわらず、関係市町村に1年以上住民票等の照会を行っていない。

報告書P61

## 財産調査

- ・ 債務者の資力情報は、債権回収に当たっての重要な情報  
⇒ 財産を保有している場合、優先的に差押えを行い、債権回収を図る必要

### 債務者が財産を保有しているが、差押えを未実施

日本年金機構笠寺年金事務所では、健康保険料等に係る債権(約3,748万円)について、債務者が不動産(評価額等:498万円)を保有していたにもかかわらず、差押えを行っていない。

報告書P83

## 訴訟提起・滞納処分

- ・ 督促を繰り返してもなお未納の場合、強制履行が必要  
⇒ 強制履行を実施しなければ、時効完成により回収困難になるおそれ

### 強制履行を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難

厚生労働省大阪労働局では、労働災害に係る第三者への損害賠償金債権(約4,757万円)について、督促を繰り返しても納付意思のない債務者に対し、訴訟の提起やその他適切な時効中断措置が講じられないまま、消滅時効が完成している。

報告書P104

債権消滅

## 2 滞納の拡大防止対策の的確な実施(主な事例)

**労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネット(※)の活用に拡大の余地あり**

厚生労働省では、労働者災害補償保険年金の受給者の生存確認について、住基ネットを活用しているが、その対象は、障害補償年金受給者にとどまっており、活用回数も年金の支給月が年6回あるにもかかわらず、1回しか行っていない。

報告書P151

※ 住民基本台帳ネットワークシステムのこと。  
受給者データと同システムとのデータを突合させて、生存確認を行うことができる。

**道路占用料を滞納しているが、道路占用の更新を認め、滞納額を拡大**

国土交通省熊本河川国道事務所では、道路の占用許可期間中に債務者が一度も道路占用料(約31万円)を納付していないにもかかわらず、債務者からの許可の更新申請を認め、滞納額を拡大(約5万円)させている。

報告書P154

## 2 滞納の拡大防止対策の的確な実施(主な事例(続き))

### 国有地の貸付料等を滞納しているが、使用の継続を認め、滞納額を拡大

農林水産省東北森林管理局では、国有林野内の土地の貸付料を滞納しているにもかかわらず、契約の更新を2回行い、8年間使用の継続を認めた結果、滞納額は約388万円まで拡大し、このうちの一部(約106万円)は消滅時効の完成によって回収困難となっている。

報告書P160

### 債権回収に有効な情報(勤務先情報)を取得せず、債務者は所在不明となり、回収が困難

外務省大臣官房会計課では、海外で盗難等に遭った渡航者に対し、少額の金銭を貸し付け、その後債務者の連絡先に電話をかけたところ、不使用であるなどして連絡が取れなくなった例あり。

⇔ 滞納後に債務者と連絡が取れなくなった債権について、把握した債務者の勤務先の情報をも有効に活用し、債権回収に効果を上げている例あり(国土交通省自動車局等)

報告書P167、P169